

世界列強の鑛産資源と鑛業政策 (六)

米國地質學者シー・ケー・レーズ博士著

近 藤 堅 二 一 譯

【鑛業政策より見たる列強の活動】の續き

露西亞 現制度の下では鑛物は悉く國有となつて居り或るものは州直轄で經營され、また或るものは政府が株を所有する營利會社のコンセッションを通じて行はれてゐる。五ヶ年計畫の下に石油、石炭、鐵、滿俺、銅、鉛、亜鉛の増産に向つて特別な努力が拂はれてゐる。其の結果は既に莫大な數字となつてゐる。今や到る處の鑛物は州が經營してゐるが、これは最も大膽な試みである。

西班牙 鑛物は悉く國家の財産に屬し著名な鑛産地は封鎖されてゐて採鑛は許可されてゐない。一九二一年發布の法令に依れば外國人に對しては讓渡地の採鑛を許可せず但し大英帝國又

は和蘭人にのみは條約上の權利を尊重して該法の實施を遷延させてゐる。

西班牙政府は從來からの外國系石油會社を廢し、自ら石油の生産、輸入、販賣につとめてゐる。又一方には現在知られてゐる限りの加里釐に完全な統制を行ひつゝあるが採掘は未だ充分といへない。水銀の生産及び販賣については西班牙は伊太利と共に世界市場を支配してゐる。

伊太利 此の國の鑛業法に従へば地上權は地下の資源の所有權を意味するものでなく、州の財産に屬すものと解釋されて居て唯政府の許可の下にのみ開發を許される。

政府は一石二鳥式の強力な鑛業政策を豫ねて樹立してゐるが、目的の第一は自給自足の域に

近づかんとするため第二は天然資源の保存のためである。

此の結果として輸出制限も効を奏して鉛、亜鉛の生産は増加しボーキサイトは減退をしてゐる。政府の贊助の下に伊太利鋼鐵業のシンデゲートが結成され國內生産能力の95%を包含してゐる。石油の貯藏タンクや精油所の設立は國防の一手段として商業的需要の如何に關せず續々と増加してゐる。

ラテン・アメリカ諸國 ラテン系南米諸國に於ける鑛業の發達に就いては殆ど除外例なく外國人の手中に左右されてきた。過去に於ける政府は對外資本には最上級の自由な態度で臨んでゐたが、鑛業生産が漸く進展すると共に外國よりの大規模な開發に對する防衛策として將來の政治統制を劃する法制を確立せんとする顯著な動向を示してきた。世界大戰後に於ける國家主義の勃興は此の運動に大なる刺激となつたが、これは世界の列強が平和會議で大いに討議され

た各國の自給自足經濟を確立せんとする根本源理に基いて行動する結果である。

殆んど例外なく全ラテン系アメリカ諸國に於いて埋藏鑛物は悉く政府の財産に屬すとの現行法律の下にある。

鑛產讓渡地は從前の慣習法の下にある時代に比して、面積及び期限に互つて制限の範圍が擴大されてゐる。

此の讓渡地の統制問題に對する外國からの政治的壓迫を除外せんとする努力は早晩何等かの方法に於いて行はれんとしてゐる。コロンビア、ヴェネズエラ、アルゼンチンに於いて外國政府は借地區の契約又は之に關係する利權契約を行ふことを禁ぜられてゐる。ペルーに於ては土地讓受人側と政府との間の意見不一致は外國政府の介入を許さぬ前提の下に地方裁判所で判決を受けねばならぬことになつてゐる。

墨西哥では新鑛業法の規定に依れば墨西哥人及び墨西哥系會社に限り採鑛讓渡地を獲得する

權利を與へ、外國人に對しては斯かる讓渡地に關する事件に就いて自國政府の保護を一切乞はぬ規定を設け之に不服を唱へざる限り許可を與へる方針をとつてゐる。また別に條令を設けて初期時代の無期間制の油田讓渡地の交換として五十年制の期間付讓渡地とし且つ一ヶ年末滿の期間のものに對しては土地の權利を剝奪することを規定してゐる。

該條令は鑛山の開發及び經營に關する條件をも甚しく制限してゐる。墨西哥政府は產油の増加を目的として外國品との競走に備へるため自國の石油業者を保護する屈伸自在な關稅賃金法をも既に立案した。

チリに於いては政府自ら硝酸鹽鑛業の發展に積極的努力を拂つて居り國庫收入の大部は硝酸鹽鑛の輸出税に俟つてゐる。最近に政府は從來の多岐な經營を一括して單一な大會社組織としストック製品の半ばを政府所有に屬せしめ漸く硝酸鹽鑛業の國營化に一步を踏み出してき

た。今後は輸出税は免稅され政府の收入は該會社の發展と共に確固のものとなるであらう。斯かる計畫を採用するに到つたのは合成化學に依る人造硝酸鹽鑛の發達が漸くチリに於ける天然硝酸鹽の專賣の基礎を危くせんとしてゐるが爲に外ならない。

政府提唱の下にチリーの產業資本家は大戦後の鑛石價格の協定を行ひ、既に獨逸及び英國との間の價格協定は達成されてゐる。

アルゼンチンに於ては主要な石油資源は個人の所有權として認めず取り擧げられてゐるが政府と契約を結んで個人の利權として經營することは許されてゐる。

政府は石油の採礦生産及び販賣に自ら從事してゐる。

ペルーは石油の專賣制を實施し法律を制定したが之に依れば商業的及び工業的專賣機關及びカルテルを禁止し斯かる組織を造る實權は國家に保留してあくのを主旨としたものである。

ブラジルに於ては政府及びミナス・ヂエラエス州政府は相提携してミナス・ヂエラエス州の大鐵鑛床の開發及び生産に關する商議條令の設立に積極的に努力してゐる。

外國人にして鑛業權を有するものは輸出鑛產品を處理する特權を與へられてゐるが其の替り鐵鋼の地方的需要に應じ得る能力の製煉所を建設すべき義務がある。

南米に於ては廣く輸出税を課する制度が採用されてゐるが、例へば課税品としてチリー産の硝石、ボリビアの錫、ペルーのヴァナジウム、ヴェネズエラ及び墨西哥の石油等は著しいものである。ラテンアメリカ諸國に於ける鑛業の一般的統制の強化の詳細な動向は極めて複雑なので如何に之を簡易に述べても讀者には退屈なものになるので省略することにした。然し其の一般的傾向は幾多の實例を擧げて既に紹介した。此の政治的傾向は勿論外國系の資本の一般的な反對を受けて居り、多くの場合背後には幾多の

外國政府が強大な後援を與へてゐる。

特に北米合衆國系統の資本は恐らく諸國にも勝つて強壓を與へてゐるであらう。然し之は南米に於ける米國の鑛業所有物權が多種にして廣域に亙る爲であり、我が政府による背後的重壓は寧ろ微弱なものである。米國人はアルゼンチン、コスタリカ、墨西哥に於ける石油採鑛の特權を獲得してゐるが之は我が北米合衆國の讓渡地條令の定めに従つたものである。即ち該條令は若しも米人の資本進出を或る他國が拒むならば其の國の人民も亦等しく我が米本土内に發展することを禁止することを主眼としてゐる。また此の條令に依る以外にも幾多の利權を前記の諸國及びヴェネズエラに於いて確保してゐる。

ラテンアメリカ諸國は盛んに我が北米合衆國がモンロー主義を楯として海外活動を營むとの批難を浴びせつゝあるが未だ曾て表面的にモンロー主義のために海外に於いて鑛産資源の開發が成功した實例を聽かない。

然し間接には該主義は歐洲諸國による強大な競争單位に對して影響を與へてゐたことは認められてよい。

極東方面 西方諸國の政治統制下にある極東方面といへば問題は自ら大英帝國、佛蘭西、露西亞、和蘭及び北米合衆國の鑛業に對する政治統制といった事で此處で攻究してみるのは日本と支那のみに限り他は割愛することにした。

日本 日本は外國系の會社が帝國領土内に於いて鑛業權を獲得するを不能ならしむべき制限を課して居り斯かる會社にして鑛業權を有するものは一つとしてない。

然し唯朝鮮と滿洲に於ては小規模に外國系鑛業會社が事業を經營してゐる。

日本政府は帝國内の鑛產資源の開発と臺灣、支那、北樺太に於ける石油事業に直接に協力を與へてゐる。其の最も偉大且つ顯著な努力は南滿洲鐵道による撫順の油母頁岩オイルシェールと大炭層の採掘及び鞍山の鐵鑛開發が大發展を來たした結果と

なつてゐる。また政府は臺灣とマレー半島の鐵鑛の採掘及び日本の鐵鋼事業の發展に全汎的努力を傾けてゐる。帝國領土内の鑛產資源の不足するといふ見解の下に滿洲に於ける企業の成否は日本にとり重大問題となつてゐる。日本は別に漢冶萍鐵鑛兼炭鑛會社の生産及び揚子江岸の漢陽に近い鐵鑛資源の支配權を掌握し強力な政治的壓力を以つて之が確保に任じてゐる。此の資源は先きに一九一五年に日支間に締結された有名な二十一ヶ條約に記録されてゐる。支那に於ける政治的混亂のため日本は今や此等の資源の開発經營に當り一頓挫を呈してゐる。

日本政府は鑛產資源の不足を痛感して居るがため鑛物を海外より獲得することは對外政策の重要な根幹をなしてゐる。日本の活動は亞細亞に投資權を握つてゐる列強に依り加へられる政治的障害のため著しく拘束を受けて居り且つ支那に於ける排日運動に依つて妨げられてゐるが唯全く自由なのは滿洲だけである。

支那 支那は鑛業權を支那人の市民及び對外的には支那と合辦事業を経営する場合は條約締結國の市民に限つて之を賦與してゐる。然し斯かる外國資本は全投下資本の半ばにも及ばないが實際に於ては外國資本が支那に於いて鑛物を獲得することは不能事ではなく事實總ての鑛業は外人の掌中にある。然し支那の新政府は商業的及び政治的状況の許す限り此等の利權を速かに引繼がんとしてゐるのは總ての活動に顯はれてゐる。或る省に於いては獨自的に之と同様な結果を實現してゐる。

現在に於ける混沌たる状態は著しく生産能率を低下せしめつゝある。従つて此處暫くのところ鑛業の活潑は支那人に依つても且つ外人に依つても何時促進されることはないであらう。

結論 世界各國の政府は各々其の鑛産を維持しながら尙ほ積極的に鑛業に政治的後援を與へてゐる。此の加速度的な援助は其の鑛業の地方的環境と全世界の状況に對する關係が異なるに従

ひ千差萬別である。列強は孰れも國內鑛業の増進を企て居り自國民の政治的圈内に於いて鑛物を確保せんとしてゐる。大工業の發展に缺くべからざる鑛物に缺乏を嘆じてゐる諸國は外國からの採鑛事業を封鎖して國內の鑛物を最大利益を擧げて己が有に歸せしめんと努力してゐる。自國の政治的圈外に海外へと積極的に採鑛事業に努力してゐる國は北米合衆國と大英帝國の二國がある。孰れも政治的後援はあるが特に大英帝國に其の傾向が濃厚である。然し米國政府は漸次に其の氣運の増進を示しつゝある。故に畢竟するに世界的事情は英米兩政府間の拮抗であつて殘餘の世界各國は之に對する防衛をしてゐるに過ぎない。

鑛物の政治的統制問題は現代までのところでは主として一國內に關した程度を出なかつた。國際的了解や協定は主として「門戶開放」の問題に集中してゐる。稀には生産及び市場の賣買に關係してゐることもあり、例へば佛獨間の加

里礦に就いての協定や西班牙と伊太利間の水銀礦の協定其の他の如き之である。直接に政府の手に俟たない國際商議は更らに多數に及んでゐる。國際的統制の狀況に就いての詳細は第八章に於いて述べることにしよう。(未完)

新著紹介

O.Fels, F.: Der Mensch als gestalter der Erde.

Bibliographisches Institut A. G. Leipzig

1935 202s.

本書の紹介及び其の批評は既に地理學評論第十一卷第八號に於て辻村助教授によつてなされてゐるが、筆者も最近本書を通讀してその内容に興味を感じたので、借越乍ら再度の紹介・批評を「地球」誌上で行つて見たいと思ふ。

經濟地理學の方法として交互(交替)作用の理論は我が國の經濟地理學者に採用せられてゐるのであるが、この理論を具體的に展開する場合には經濟人に對する自然の影響は述べられてゐても、經濟人による自然の變改に觸れてゐる書物は殆ど見當らない。それ等の書物は經濟人に對する自然の影響及び經濟對象と經濟狀態の分布の敘述並びにその基礎附けだけ

で終つてゐる。かうした事情は後述する如く獨逸に於ても同様であつて、フェルスは緒言で述べてゐる如くこの缺陷を補ふことを以て本書の目的としてゐる。この意味に於て本書を再び紹介することは決して無意義でないと思ふので以下少しの内容を記して見よう。勿論この書物には所々現在の獨逸に於ける社會狀態の反映が見られるのであつて、さうした點は尙注意と判斷とが必要であらう。

フェルスは緒言に於て彼が何故かゝる問題を對象として取扱つたかその理由を先づ述べてゐる。彼は經濟地理學の課題をリットゲンズ(Rüttgens)其の他の人々に從つて「充填された土地空間と經濟人との間の交互作用を観察し、説明することに在る。」と考へた。従つて經濟地理學的研究並びに理論の主領域として次の三が擧げられる。即ち

- 一、經濟人に對する自然の影響
- 二、經濟對象と經濟狀態の分布の敘述と其の基礎附け
- 三、經濟人による自然の變改

それにも拘らず經濟人による自然の變改の敘述はひどく等閑視されてゐる。その理由はフェルスによれば「先づ第一に經濟地理學の科學としての成立が新しいことであり、次には材料の蒐集の困難なことである。」材料の蒐集難はそれが廣く散在的に非常に異つた學問の領域に於て見出されることに依る。又多くの反作用は認識し難く、却つて或る對象を深く研究して始めて明かにされる場合のあることも顧慮され